

### 3 地域包括支援センターの機能強化

#### 【現状と課題】

- 住み慣れた地域での高齢者の生活を支えるためには、介護保険サービスやケアマネジメントだけでは必ずしも十分とは言えません。保健・医療・福祉の専門職やボランティアなどの地域の様々な資源を統合した包括的なケア（地域包括ケア）が求められます。
- そこで、平成18年度の介護保険制度改正により関係者間の連絡調整、コーディネートを担う「地域包括ケアの中核機関」として、「地域包括支援センター」が創設されました。

#### <都内の地域包括支援センター設置数（平成20年10月時点）>

	センター 設置数	設置形態	
		直営	委託
区 部	221	11	210
市町村部	124	15	109
合 計	345	26	319

- 設置から3年が経過しましたが、地域包括支援センターが抱える課題としては、次のようなものが挙げられます。

#### <運営上の課題>

- ・ 要支援者に対する介護予防ケアマネジメント（指定介護予防支援業務）の負担が大きく、ネットワークづくり等の包括的支援事業に十分取り組めない。
- ・ 職員一人当たりの業務量が非常に多く、利用者一人ひとりに丁寧な対応ができない。
- ・ 地域包括支援センターの役割や業務内容が地域住民に知られていない。

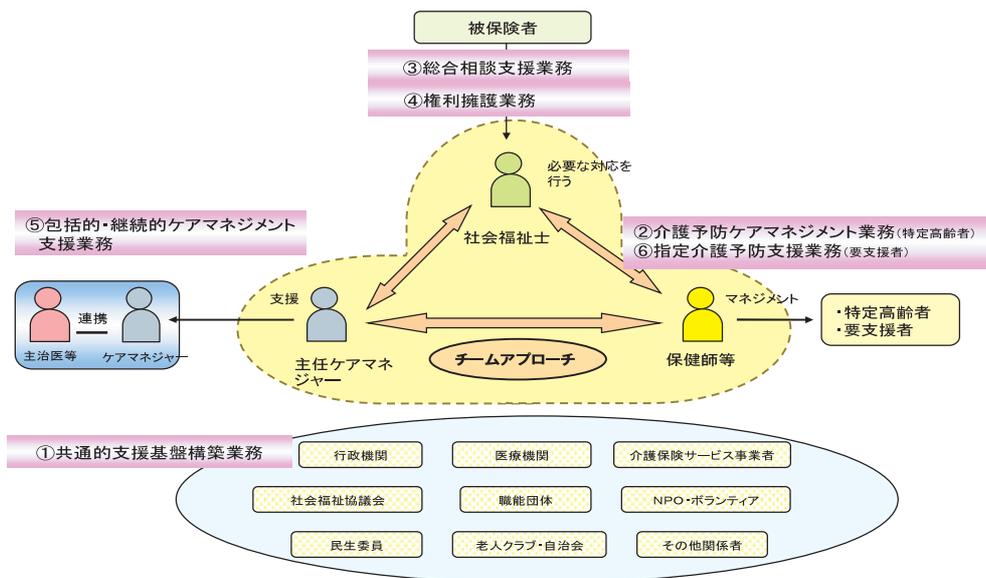
#### <業務上の課題>

- ・ 認知症高齢者、一人暮らし・高齢者のみの世帯等の把握、対応が十分行えていない。
- ・ 入退院時の調整など医療機関との連携が進んでいない。
- ・ 特定高齢者の把握、ケアマネジメントが効率的・効果的に行えていない。

資料：福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課「地域包括支援センターに関する実態調査」（平成20年10月）

- 直面している課題は、それぞれの地域包括支援センターにより異なります。これらの課題を解決し、地域包括支援センターが機能を高めていくためには、設置責任主体である区市町村が、業務量に見合う職員配置を行うとともに、強化方針を明確にし、地域包括支援センターを積極的に支援していくことが必要です。
- また、区市町村と地域包括支援センターが地域の課題を共有し、課題の解決に向けて協働して取り組むことが重要です。

<地域包括支援センターの概要> (①～⑥が地域包括支援センターの業務内容です(下表参照))



資料：厚生労働省公表資料に基づいて作成

事業名	事業内容
包括的支援事業	
① 共通の支援基盤構築	地域に、地域包括支援センターの活動の基盤となる有機的なネットワークを構築します。
② 介護予防ケアマネジメント (対象：特定高齢者)	生活機能が低下している高齢者（特定高齢者）を対象に、介護予防事業を効果的に行うためのサービス計画を立てます。
③ 総合相談支援	地域の高齢者の実態を幅広く把握するとともに、相談を受け、様々な制度や地域資源を活用して適切にサービスを受けられるように支援します。
④ 権利擁護	高齢者が尊厳のある生活を維持し、安心して暮らせるよう成年後見制度の活用促進や虐待の早期発見・防止、消費者被害の防止等を進めます。
⑤ 包括的・継続的ケア マネジメント支援	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、介護支援専門員、医療機関、施設等との連携体制づくりや個々の介護支援専門員への支援等を行います。
⑥ 指定介護予防支援 (対象：要支援者)	予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービスの適切な利用等を行うためのサービス計画を立てます。

※ ①から⑤は、区市町村が実施する地域支援事業<sup>1</sup>として、⑥は、介護保険事業者として介護報酬を得て行うものです。

<sup>1</sup> 地域支援事業

高齢者が要介護状態・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、各区市町村が実施する事業。全区市町村が行う必須事業（介護予防事業、包括的支援事業）と、各区市町村の判断による任意事業がある。

**【施策の方向】**

- 地域包括支援センターの機能強化を図るため、設置責任主体である区市町村が地域包括支援センターを支援できるよう、バックアップの体制や効果的な支援策を示した支援モデルを構築し、都全体への普及を図ります。
- 地域包括支援センター職員の資質向上を図るため、職員研修を実施していきます。
- 区市町村が地域の実情に応じて積極的に地域支援事業を展開できるような財政措置の仕組みについて、引き続き国に対して提案要求していきます。

**【主な施策】****・ 基幹型地域包括支援センターモデル事業〔福祉保健局〕**

地域包括支援センターの機能強化に向け、先駆的な取組を行う区市町村をモデル地区に指定し、その取組を検証することなどにより、地域包括支援センターを機能強化するためのモデルを構築します。

**・ 地域包括支援センター職員研修事業〔福祉保健局〕**

地域包括支援センターに配置される職員に対して、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護などが円滑に実施できるよう研修を行います。

**・ 地域支援事業交付金〔福祉保健局〕**

地域包括支援センターの運営に必要な経費を財政的に支援するため、区市町村に対して、介護保険法に定められた割合に基づき交付金を交付します。

## 4 見守りネットワークの構築と多様なサービスの提供

### (1) 見守りネットワークの構築

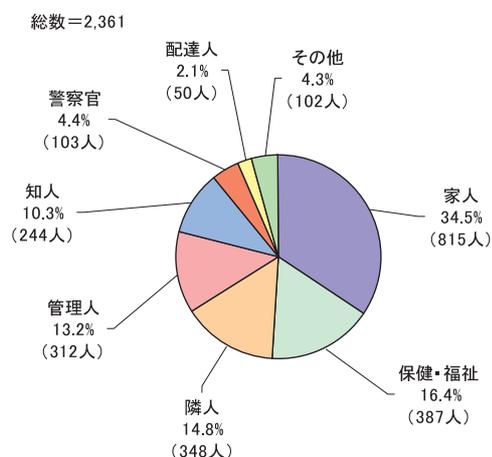
#### 【現状と課題】

- 高齢化と核家族化の進展により、65歳以上の単独世帯（一人暮らし世帯）が増加しています（18 ページ）。長期にわたり一人暮らしを続けることにより、社会や地域とのつながりが希薄になってしまう高齢者もいます。
- 高齢者が地域社会から孤立したまま亡くなる、いわゆる「孤立死」問題の背景には、このように近隣や行政等との接触が希薄な、一人暮らし高齢者の存在があります。
- また、「孤立」とまではいえませんが、地域社会の中で、自分の居場所、立ち寄れる場所がないため、閉じこもりがちになる高齢者もいます。

＜一人暮らし高齢者における不自然死者数〔23区内〕＞



＜一人暮らし高齢者における不自然死者の自宅で死亡した時の発見者〔23区内〕：平成19年＞



※ 保健・福祉は保健所又は福祉事務所職員

資料：東京都監察医務院「事業概要 平成20年版」に基づいて作成

- 一人暮らし高齢者に心配ごとや悩みごとがあるかどうかを尋ねたところ、「心配ごとや悩みごとはない」という回答が、32.4%を占める一方で、「自分の健康・病気」が、50.5%と最も多く、過半数を超えています。

また、「世話をしてくれる人がいない」が、9.0%、「頼れる人がいなくて、一人きりである」が8.2%となっています<sup>2</sup>。（複数回答）

- かつて地域社会には、住民同士の助け合いが存在しましたが、都市化の進展により、

<sup>2</sup> 東京都福祉保健局「高齢者の生活実態 東京都社会福祉基礎調査」（平成17年度）、＜心配ごとの内容＞（複数回答）

こうした地域における「共助」の機能が低下してきています。

- 今後、住民同士が協力し合い、民生委員や地域包括支援センター等の取組との連携を図りつつ、地域から孤立しがちな高齢者に対する見守りや支援につなげるなど、地域における支え合いの仕組みづくりが必要です。

#### 【施策の方向】

- 地域における「共助」の機能を高め、地域住民が主体となって一人暮らし高齢者等を見守り、支え合う仕組みづくりを進めます。
- 緊急時の夜間電話対応や、ボランティアによる訪問対応など、見守り機能を強化し、高齢者の夜間の不安を解消します。
- 高齢者の孤立化・閉じこもり防止に役立つ、「地域における居場所づくり」に取り組みます。
- 区市町村が地域の住民ボランティアを育成し、関係機関等からなる支援ネットワークとともに高齢者の見守り等に活用する取組を今後も引き続き支援していきます。

#### 【主な施策】

##### ・高齢者地域見守り事業〔高齢社会対策区市町村包括補助事業〕【新規】〔福祉保健局〕

区市町村の協力・支援のもと、町会等の地域の方が在宅の高齢者を直接訪問して、その方の状況や福祉ニーズ等を把握し、日常の見守りや支援等につなげます。

##### ・高齢者あんしんコールセンター事業〔高齢社会対策区市町村包括補助事業〕【新規】〔福祉保健局〕

一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯などの夜間の安心を確保するため、夜間対応型訪問介護事業所のコールセンター(電話相談窓口)機能を活用し、緊急時の相談・対応を行います。

##### ・ふらっとハウス(地域サロン)事業〔高齢社会対策区市町村包括補助事業〕【新規】〔福祉保健局〕

空き店舗等を利用して高齢者が気軽に立ち寄り参加できる活動の拠点を整備し、高齢者の介護予防や閉じこもりの防止や地域交流のためのネットワークに活用し、地域づくりを進めます。

##### ・一人暮らし高齢者等安心生活支援事業〔高齢社会対策区市町村包括補助事業〕〔福祉保健局〕

地域包括支援センターを核として、地域で住民がともに支え合う仕組みの構築や一人暮らし高齢者等の生活を地域で支える区市町村独自の取組を支援します。

## 地域活動 1

問い合わせ先：品川区地域振興事業部地域活動課 電話：03(3777)1111(代)

### 品川区 地域での支え合いネットワークづくり ふれあいサポート活動事業

品川区では、平成14年4月から「ふれあいサポート活動事業」を実施し、地域住民による地域での支え合い活動を推進しています。

＜高年者懇談会の様子＞

区内13か所の地域センターでは、各センターが調整役となり、町会・自治会、民生・児童委員、高齢者クラブ、PTA、商店街、個人・企業のボランティア等の様々な住民が参加する「ふれあいサポート活動会議」を設置しています。



この会議を通じて、地域の高齢者の困りごとや現況を把握し、一人暮らし高齢者の方などを対象に、ボランティアセンターに登録さ

れた登録ボランティアや、町会・自治会、民生・児童委員等が、話し相手、買い物の付き添い、緊急連絡受付等を行い、日常生活の困りごとに対する手助けを行っています。

そのほか、各地域で実施されている「高年者懇談会」、「ふれあい健康塾」、「災害時要援護者避難誘導訓練」などの区の様々な事業運営に対して地域の民生・児童委員やボランティア等が積極的に参画し、地域での連携と交流を促進しています。

地域単位での多様な相互支援活動を通じて、住民主体の支え合いの視点から、安心して暮らせる地域社会の実現を目指しています。